

事務連絡  
令和元年9月25日

各都道府県財政担当課  
各都道府県市町村担当課  
各都道府県動物衛生担当課

御中

総務省自治財政局 財政課  
調整課  
農林水産省消費・安全局 動物衛生課

### アフリカ豚コレラ侵入防止対策緊急支援事業に係る特別交付税措置について

「アフリカ豚コレラ侵入防止対策緊急支援事業における野生動物侵入防止の推進及び都道府県計画の策定について」（令和元年9月25日付け消費・安全局長通知）において、養豚経営体が独立行政法人農畜産業振興機構からの補助を活用し、野生動物侵入防止用の柵を整備する場合に、地方団体が整備費用を補助することにより生じる地方負担について、特別交付税措置が講じられることのお知らせしておりますが、その詳細については下記のとおりです。

各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村に対しても本事務連絡について速やかに周知いただきますようお願いいたします。

### 記

地方団体が都道府県計画（アフリカ豚コレラ侵入防止対策緊急支援事業実施要綱第3の（2）に規定する都道府県計画をいう。）に定める負担割合に基づき、当該整備に要する経費について補助する場合には、地方負担額の8割を特別交付税により措置することとしていること。

（参考）豚コレラ対策として、独立行政法人農畜産業振興機構からの補助以外の補助を活用して野生動物侵入防止用の柵を整備する場合も地方負担額の8割を特別交付税により措置することとされています。

#### 【担当】

総務省自治財政局調整課 西川

電話：03-5253-5619

農林水産省消費・安全局動物衛生課 古庄

電話：03-6744-7144